

訪問看護ステーションのオンラインレセプト請求について

令和6年7月請求分より訪問看護療養費のオンライン請求が開始されていますが、施設基準の届出相違での請求、一部負担金額（保険・公費）の記載誤りでの請求などの理由で返戻となる事例が多く見受けられます。

レセプト送信時にエラーコード「L4428 届出と異なる施設基準を算定しています。」と表示された場合、エラー分についても送信可能（請求可能）ですが、施設基準の届出と異なる請求の場合には返戻となりますので、ご請求の際は、「施設基準の届出」を再度ご確認くださいませようお願いいたします。

「施設基準の届出」の受理状況は、「関東信越厚生局ホームページ」にてご確認ください。

「一部負担金額（保険・公費）」の記載については、保険種別、給付割合、公費の種類等により計算方法が異なりますのでご注意ください。